

公益社団法人全埼玉私立幼稚園連合会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人全埼玉私立幼稚園連合会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県さいたま市浦和区高砂四丁目13番21号に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、私立幼稚園、並びに認定こども園等（以下、「幼稚園等」とする。）の教育・保育の充実振興を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 幼稚園等の教育・保育に関する調査研究
- (2) 幼稚園等の運営に関する研究協議
- (3) 幼稚園等の振興に関する事業
- (4) 教職員の資質向上のための研修会等の開催
- (5) 広報・研究集録等の刊行及び資料の収集配布
- (6) 教職員の福利厚生
- (7) その他の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は埼玉県において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であつて、次条の規定によりこの法人の会員となった者をもって構成する。

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正 会 員 この法人の目的に賛同して入会した学校法人、社会福祉法人、宗教法人及び個人が運営する埼玉県内の幼稚園等
- (2) 賛助会員 この法人の事業を援助する個人又は法人
- (3) 名誉会員 この法人に特に功労のあった者で社員総会（以下「総会」という。）の議決をもって推薦された者

- 2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入 会)

第7条 会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(入会金及び会費)

第8条 この法人の入会金は、次のとおりとする。

(1) 正 会 員 30,000円

(2) 賛助会員 60,000円

2 この法人の会費は、総会の議決によりこれを定める。

3 名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。

4 既納の入会金及び会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(資格の喪失)

第9条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 当該幼稚園等が廃園又は休園になったとき。

(3) 後見開始又は保佐開始の審判を受け、又は破産の宣告を受けたとき。

(4) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は法人である会員が解散したとき。

(5) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を会長に提出しなければならない。

(除 名)

第11条 会員の除名は、次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議によってすることができる。この場合、当該会員に対し、当該総会の日から1週間までにその通知をし、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

(1) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に違反する行為があったとき。

(2) この法人の会員としての義務に違反したとき。

(3) 会費を2年以上滞納したとき。

2 除名は、除名した会員にその旨を通知しなければ、これをもって当該会員に対抗することができない。

3 第27条の規定にかかわらず、除名に係る総会の議決は、総正会員の半数

以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行われなければならない。

第4章 役員及び職員

(役員)

第12条 この法人は、次の役員を置く。

- (1) 理事45名以上55名以内とし、うち、会長1名、副会長4名以内、専務理事1名及び常任理事（総理事数の3分の1以内）とする。
- (2) 監事3名とする。

(役員を選任)

第13条 理事及び監事は、総会でこれを選任し、理事は、理事会で会長、副会長、専務理事及び常任理事を選定する。

- 2 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常任理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(理事の職務)

第14条 会長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐する。
また、会長の命を受け、ブロック会及び常置委員会を担当する。
- 3 専務理事は、会長の指示に基づき、日常の事務に従事する。
- 4 常任理事は、理事会の決議に基づき特別の事務に従事し、総会の議決した事項を処理する。
- 5 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 6 会長並びに副会長、専務理事及び常任理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

第15条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

- 4 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 5 監事は、第3項に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事に対し、理事会の招集を請求することができる。
- 6 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

(役員任期)

- 第16条 この法人の役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする
 - 3 増員により選任された理事の任期は、現任者の残任期間とする。
 - 4 役員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、その任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第17条 理事は、総会の議決により、解任することができる。
- 2 監事は、総会において総正会員の3分の2以上の議決により、解任することができる。

(役員報酬等)

- 第18条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 2 前項の規定は名誉会長・顧問・相談役及び会長代行に対する報酬等の支給について準用する。

(名誉会長、顧問、相談役及び会長代行)

- 第19条 この法人に名誉会長、顧問、相談役及び会長代行を置くことができる。
- 2 名誉会長、顧問、相談役及び会長代行は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
 - 3 名誉会長、顧問、相談役及び会長代行は、会長の諮問に応じ、又は理事会及び常任理事会に出席して意見を述べることができる。

(職員)

- 第20条 この法人の事務を処理するため、必要な職員を置く。
- 2 職員は、理事会が任免する。
 - 3 職員は、有給とすることができる。
 - 4 必要に応じて臨時職員（パート職員）を置くことができる。

第5章 会 議

(構成)

第21条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(理事会の招集及び議長)

第22条 理事会は、毎年6回以上会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたとき、又は各理事から理事会の目的である事項を示して理事会の招集を請求されたときは、その請求があった日から5日以内に通知し、請求があった日から2週間以内の日を理事会として臨時理事会を招集しなければならない。

- 2 理事会の議長は、会長又は会長の指名した者とする。

(理事会の定足数、表決数及び決議)

第23条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ、その議事を審議し議決することができない。

- 2 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決する。
- 3 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録の作成をし、議事録が書面をもって作成されるときは、出席した会長及び監事がこれに署名捺印しなければならない。

(総会の招集)

第24条 通常総会は、毎年度5月又は6月に会長が招集する。

- 2 前項の通常総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の定時社員総会とする。
- 3 総会の招集は、少なくとも2週間以前に、その会議に附議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。
- 4 前項のほか、正会員現在数の5分の1以上から会議に附議すべき事項を示して総会の招集を請求されたときは、会長は、その請求があった日から40日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、会議のつど、出席正会員の互選で定める。

(総会の議決事項)

第26条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 正会員の除名

- (2) 理事及び監事の選任又は解任
 - (3) 理事及び監事の報酬等の額
 - (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 解散及び残余財産の処分
 - (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- (総会の定足数及び表決数)

第27条 総会は、正会員現在数の2分の1以上の者が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思表示した者及び他の会員を代理人として表決を委任した者は出席者とみなす。

- 2 総会の議事は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席正会員の過半数をもって決する。

(会員への通知)

第28条 総会の議事の要領及び議決した事項は、全会員に通知する。

(議事録)

第29条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席者代表2人以上は、前項の議事録に署名捺印する。

(常任理事会)

第30条 各委員会の企画立案及び事業を調整するため、常任理事会を置く。

- 2 常任理事会の構成及び運営については、別に定める。

(ブロック会、地区会、支部会及び常置委員会)

第31条 この法人は、別に定めるところにより、ブロック会、地区会、支部会及び常置委員会を置く。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第32条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 寄付金品
- (6) その他の収入

(資産の種別)

第33条 この法人の資産を分けて、基本財産及び運用財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
 - (3) 基本財産に繰り入れることを理事会で議決し総会の承認を受けた財産
- 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第34条 この法人の財産は、会長が管理する。ただし、基本財産のうち現金は理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により、会長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第35条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会及び総会の議決を経て、その一部に限り処分することができる。

(経費の支弁)

第36条 この法人の事業遂行に要する費用は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第37条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の議決を経なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(収支決算)

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受け、毎事業年度終了後3箇月以内に行政庁に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般

の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前項第4号の書類に記載するものとする。

5 この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会及び総会の承認を受けて、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第39条 この法人が借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会及び総会の議決を経なければならない。

(新たな義務負担等)

第40条 第35条但書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会及び総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、総会において総正会員の3分の2以上の議決を経なければ変更することができない。

(解 散)

第43条 この法人は、総会において総正会員の3分の2以上の議決を経なければ解散することができない。

(残余財産の帰属及び公益認定の取消し等に伴う贈与)

第44条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会において総正会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与す

るものとする。

- 2 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会において総正会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数の議決を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 公告の方法

（公告の方法）

- 第45条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第9章 補 則

（書類及び帳簿の備付け等）

- 第46条 この法人の主たる事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。

- （1）定款
 - （2）会員の名簿
 - （3）役員及びその他の職員の名簿及び履歴書
 - （4）第37条の書類
 - （5）第38条第1項及び第3項の書類
 - （6）理事会及び総会の議事に関する書類
 - （7）その他法令で定める書類及び帳簿
- 2 前項の書類及び帳簿は、法令で定めるところにより、備え置き、及び保存しなければならない。

（細 則）

- 第47条 この定款施行に関する細則は、理事会及び総会の議決を経て別に定める。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立登記の日から施行する。
2. この法人の最初の会長は平原隆秀とする。

3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第41条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
4. この定款は、平成26年6月1日から施行する。
5. この定款は、平成27年4月1日から施行する。
6. この定款は、令和3年6月1日から施行する。
7. この定款は、令和4年6月1日から施行する。
8. この定款は、令和6年6月1日から施行する。
9. この定款は、令和7年6月4日から施行する。